

ゆうせい共済



1 各種申請・請求書等のあて先

〒330-9792

※「被扶養者担当」あては、「〒330-9793」をお願いします。

埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合 共済センター

〇〇担当 あて

※各手続を迅速に行うため、必ずそれぞれの
記事の右下にある担当名を記載してください。
※郵送料は差出人負担です。

2 電話によるお問い合わせ

コールセンター TEL 0120-97-8484

受付時間：午前9時～午後6時

〔土、日、祝日および年末年始（12/29～1/3）〕除く

※電話番号はお間違えのないようにお願いします。

3 ホームページ

郵政共済

検索

各種サービス内容や手続の詳細確認のほか、
申請様式の取得にご利用ください。

各種送金スケジュール更新のお知らせ

令和2年度の送金スケジュールを更新しました。

①短期給付金 ②貸付金 ③検診等助成を申請予定の方、事前にホームページでご確認ください。

※ゴールデンウィーク、年末年始の前後は、通常の送金
サイクルと異なりますのでご注意ください。

Contents

- 特定健康診査は受診しましたか? 2
- 健康スコアリングレポート（喫煙習慣について）..... 3
- 医療費控除の還付申告を行う方へ 4
- 被扶養者に関する書類の提出先にご注意ください... 4
- 【退職予定者・短時間勤務職コース転換予定者向け】
- 3月末に退職する方の被扶養者に関する手続... 4
- 組合員証等は必ず返納してください 5
- 退職するときは年金に関する手続を忘れずに!!... 6
- 退職後に加入する健康保険について 7
- 退職後に「任意継続組合員」になるためには
届出が必要です 8～9
- 退職後に「氏名または住所」の
変更があった場合は届出を 10
- 退職時等に貸付金残高がある方へ 10
- 退職時等の「みらい」脱退に伴う給付金請求手続... 11
- 年金の試算をしてみませんか? 11
- マイナンバーカードの取得はお早めに! 12

特定健康診査は受診しましたか？

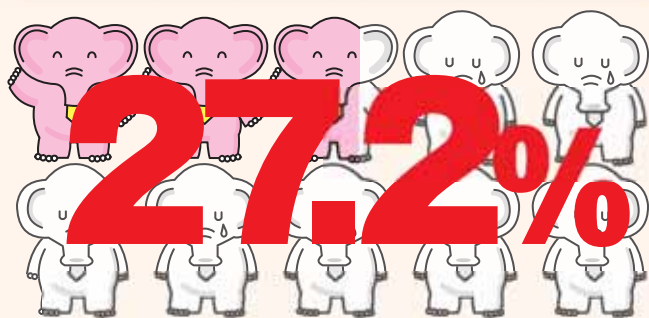
特定健康診査は、40歳～75歳未満の組合員、被扶養者を対象とした、健康診査です。

高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病は、**自覚症状がないまま進行する**ため、自分では当たり前と思っていた習慣を改善しないしていると、将来取り返しのつかない事態を招きかねません。

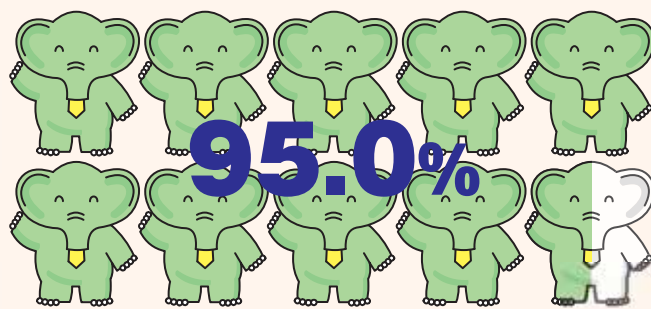
年1回の特定健康診査の受診は、生活習慣を見直すよい機会となりますので、この機会に是非受診しましょう！

◆ 日本郵政共済組合の特定健康診査の受診率（被扶養者・組合員別）

被扶養者（ご家族）の受診率



組合員（本人）の受診率



（組合員は定期健康診断又は
人間ドックの結果提出により受診）

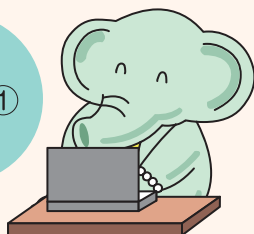
あなたの被扶養者（ご家族）も
特定健康診査を受診していないかも！
家族が健康でいられるよう、
特定健康診査を受診してもらおう！



被扶養者は
これだけしか健診を
受けていないのか……!!

◆ 特定健康診査を受診する方法

STEP①



共済組合ホームページから
受診可能な医療機関を検索

STEP②



医療機関に電話等で予約

STEP③



受診券と被扶養者証を
持参して受診

※ 受診券を紛失された場合は、再発行しますのでコールセンターまでお問合せください。
なお、受診券の有効期限は**令和2年3月31日まで**ですので、お早めに受診してください。

〈 助成担当 〉

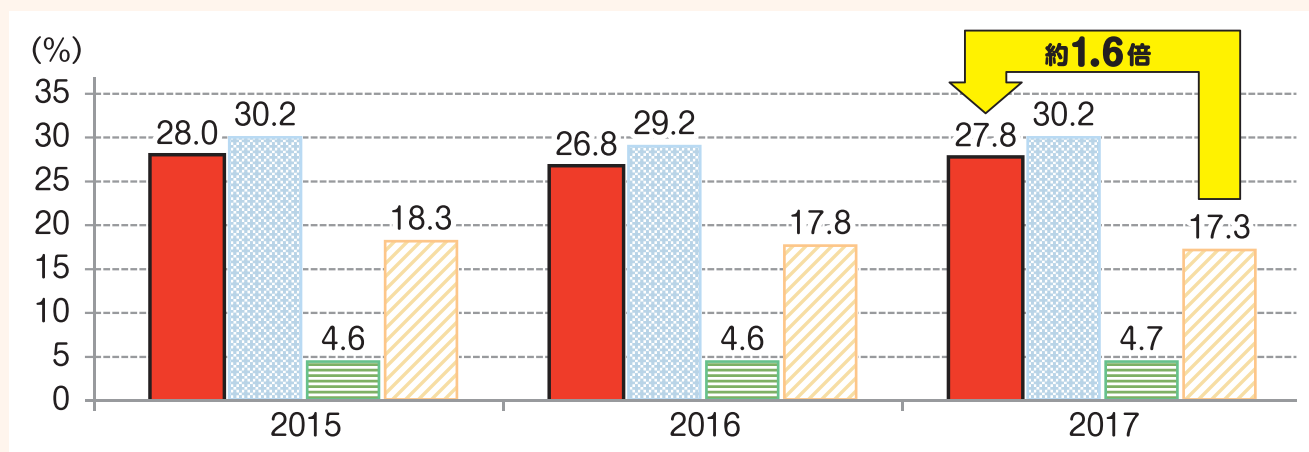
健康スコアリングレポート(喫煙習慣について)

健康スコアリングレポートとは、厚生労働省が各健康保険組合等の加入者と日本郵政共済組合の組合員等(いずれも40歳以上)の健康状態を比較したものです。

レポートでは、当共済組合の特徴として、健康リスクのひとつである喫煙率が非常に高いことを示しており、全組合員平均の約1.6倍になっています。

【喫煙率】加入者全体、組合員・被扶養者

■ 日本郵政共済組合(加入者全体) ■ 日本郵政共済組合(組合員)
■ 日本郵政共済組合(被扶養者) ■ 全組合員平均



		加入者全体	組合員	被扶養者
現在、たばこを習慣的に吸っている者の割合	日本郵政共済組合	27.8%↑	30.2%↑	4.7%↑
	全組合員平均	17.3%	19.2%	4.6%

※ 現在、たばこを習慣的に吸っている者とは、合計100本以上または6か月以上吸っている者であり、最近1か月間も吸っている者のことをいう。

喫煙がもたらす健康への影響

東京通信病院 院長補佐兼呼吸器内科部長 大石 展也

たばこの煙には、発がん性物質や動脈硬化を促進する物質などが数多く含まれており、これらの有害物質が喫煙により肺に到達し血液を介して全身に運ばれ、様々な疾病・健康被害を生じます。

喫煙と因果関係が確実な疾病には、各種のがん(肺、口腔・咽頭・喉頭、鼻腔・副鼻腔など煙が通過する臓器のがんの他、食道・胃・肝・脾・膀胱・子宮頸部などのがん)、虚血性心疾患・脳卒中・動脈瘤・末梢動脈疾患などの循環器疾患、慢性閉塞性肺疾患などの呼吸器疾患、2型糖尿病や歯周病などがあり、妊婦さんの喫煙は、早産・低出生体重・胎児発育遅延などと因果関係があります。喘息の発症・増悪、結核の発症・再燃、特発性肺線維症などとの関連も示唆されています。

受動喫煙においても、肺がんや虚血性心疾患や脳卒中等との因果関係が確実です。小児においては、乳幼児突然死症候群や喘息との因果関係が認められるほか、咳嗽・痰・喘鳴・呼吸困難などの呼吸器症状や、呼吸機能低下、喘息の発症・コントロール悪化との関連も示唆されています。

近年では加熱式たばこや電子たばこが流通していますが、これらの製品にも有害物質が多数含まれており、健康被害が生じる危険性があります。最近の電子たばこの害の顕著な例ではアメリカの若者の間で重篤な肺障害が多数発生し死者もでるなど大きな問題となっています。喫煙歴があり、上記のような疾病・症状に関して思い当たることがございましたら、是非、当院を受診してください。※ 日本郵政共済組合員証をお持ちの本人及び被扶養者の方は、東京通信病院を受診するに当たって、紹介状をお持ちでなくても、初診時選定療養費(5,500円)はかかりません。

※ 増悪…症状が悪くなること ※ 咳嗽…咳きこむこと ※ 喘鳴…ぜいぜい、ヒューヒューと音がすること

〈 助成担当 〉

医療費控除の還付申告を行う方へ

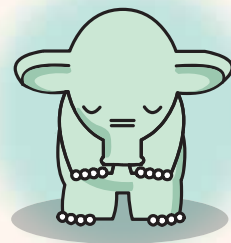
当共済組合では、「医療費控除の明細書」に記入する社会保険などで補填される金額の証明書となる、**「短期給付金支給証明書」(要申請)**を発行しています。高額療養費等の送金を受けた方で、診療月等の内訳が分からない場合にご活用いただけます。

なお、11月受診分以降の高額療養費の支給証明書は、当該給付金の送金が令和2年3月中旬以降となるため、令和元年分の確定申告の申告期間(令和2年2月17日から同年3月16日まで)には発行できません。
その他に、医療費控除に利用できる証明書の発行は行っておりませんので、ご了承ください。

申請様式「短期給付金支給証明発行申請書」はホームページからダウンロードできます。
(郵送を希望する場合はコールセンターまで)

また、どここの医療機関を受診したかお忘れの場合等は、「**医療機関受診歴**」(要申請)を発行できますので、医療費控除において直接はご利用いただけませんが、その一助としてご活用ください。

「**医療機関受診歴**」の申請様式の送付を希望する場合は、コールセンターまでお申し出ください。



〈 給付担当 〉

郵送先 日本郵政共済組合共済センター 給付担当(住所は表紙を参照)

被扶養者に関する書類の提出先にご注意ください

例年、組合員の皆さまの被扶養者に関する書類のうち、提出先が共済組合ではない書類が誤って多数到着しています。本来の提出先への手続の遅れにも繋がりますので、必ず送付先等の再確認をお願いします。
判断に迷ったときは、事前にコールセンターまでお問合せください。

共済組合へ誤って送付されやすい書類

- 健康保険組合(協会けんぽ等)から交付された**家族の健康保険被保険者証**⇒発行元を確認願います
 - **扶養手当**に関する書類(**扶養親族届**等)⇒所属会社の給与制度です
- ※ 上記の書類等の提出先は、勤務局所の給与担当者にお尋ねください。

〈 被扶養者担当 〉

3月末に退職する方の被扶養者に関する手続

組合員の退職に伴い、退職時点まで被扶養者であった方の認定資格も自動的に取消しとなります。
ただし、3月末の退職に引き続き次の①または②に該当する場合は、組合員ご本人の共済組合の資格と併せて、被扶養者の認定資格も自動的に継続しますので、**「被扶養者申告書」による認定の手続は不要**です。

3月末退職に引き続き被扶養者の認定資格が継続する場合

- ① 高齢再雇用フルタイム勤務社員として働く組合員の被扶養者
- ② 共済組合の任意継続組合員に加入した組合員の被扶養者

次のような場合は、改めて認定または認定取消手続が必要です。



例) 4月以降任意継続組合員になるが、実家に戻るので新たに父母を被扶養者にしたい

⇒ 当該の父母について、「(認定用)被扶養者申告書」による手続が必要

例) 4月以降、妻子等が就職する／収入が基準額を超える／進学で別居する

⇒ 当該の妻子について、「(取消用)被扶養者申告書」による手続が必要

〈 被扶養者担当 〉

組合員証等は必ず返納してください

以下のいずれかに該当する場合は、組合員証(保険証)等及び限度額適用認定証等(注)を共済センターへ必ず返納してください。

※ 被扶養者がいる場合は、ご家族等の被扶養者証も併せて返納してください。

- ① 正社員または高齢再雇用社員フルタイムから退職した場合(下記フロー参照)
- ② 正社員のまま、短時間勤務職へコース転換となった場合
- ③ 高齢再雇用社員フルタイムが短時間Ⅰ型または短時間Ⅱ型に勤務形態を変更した場合

返納せず、病院等で使用すると…

共済組合が負担した医療費の返還のほか、不正使用として刑事処分を受けることがあります。

(注) 組合員証等とは次のものをいいます。

組合員証(保険証)、被扶養者証(保険証)、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、一部負担金等免除証明書

返納方法

- ① 右下の印影が欠けるように切り取ります
※ 切り取った破片は処分してください。
- ② 「組合員証等返納票」兼「亡失票」に記入します。
※ 亡失した場合は「亡失票」欄にその旨を必ず記入
※ 様式はホームページからダウンロードできます。
(郵送希望の場合はコールセンターまで)
- ③ ①と②を、組合員が直接、共済センターあてに郵送してください。
〈郵送先〉日本郵政共済組合共済センター 被扶養者担当(住所は表紙を参照)

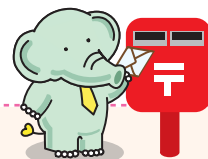
こちらを郵送



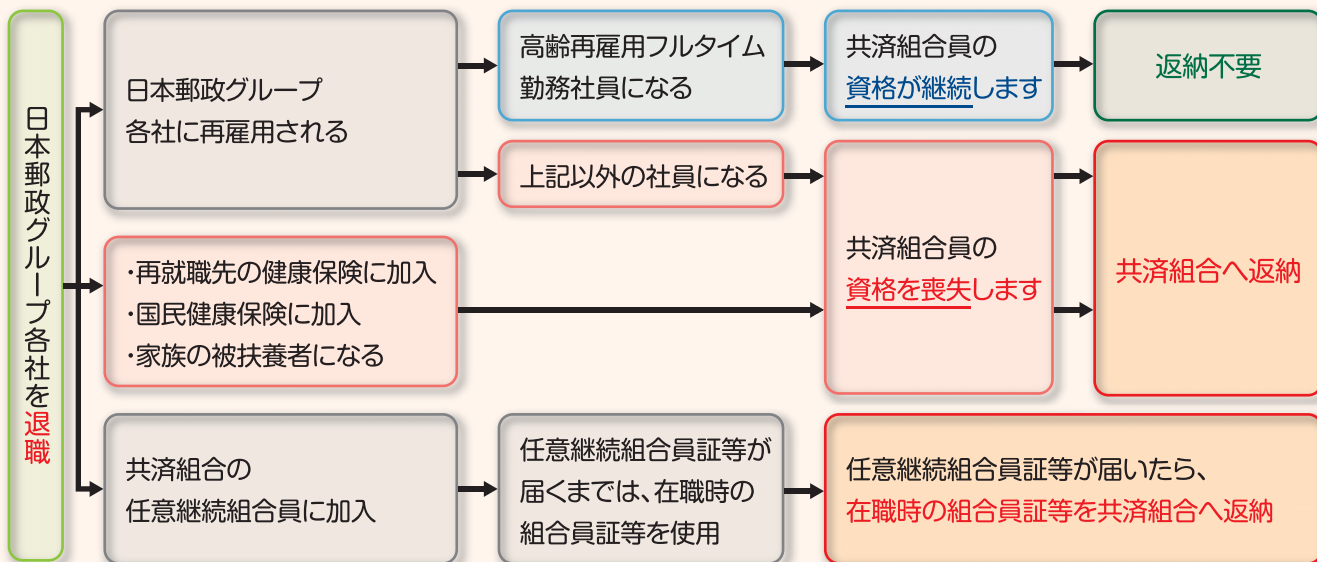
処分



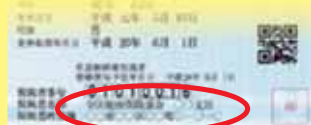
(紙の証はそのままの状態)



○退職後の組合員証等の取扱いフローチャート



健康保険組合で発行している「健康保険被保険者証」の返納先は、共済センターではありません。
返納先につきましては、健康保険被保険者証に表示されている事業所にお問合せください。



表示されている
発行元にご照会願います

送付先の間違いに
ご注意ください!



〈被扶養者担当〉

退職するときは年金に関する手続きを忘れずに!!

退職する方（退職日の翌日から高齢再雇用フルタイム勤務社員・国家公務員として勤務する方を除く）は全員、共済センターへ「退職届」等の提出が必要です。

退職時の年金に関する手順フローチャート

退職する日の翌日から、高齢再雇用フルタイム勤務社員又は国家公務員として採用されますか？

はい

いいえ

- 高齢再雇用フルタイム勤務社員として勤務
…共済組合員の資格が継続するため、
手続は必要ありません。
- 国家公務員として勤務
…コールセンターへご連絡ください。
(加入先の共済組合へは、日本郵政共済組合
に加入していたことを申し出てください。)

地方の共済組合へ転出する手続が必要です。

提出書類

- 組合員転出届書
- 退職事由等に関する申告書

届出用紙はいずれも、共済組合HPから
ダウンロードできます。

退職したことの届出と、年金に関する手続が必要です。

提出書類

- 退職届（老齢厚生・退職共済
年金受給権者用）
- 退職事由等に関する申告書 など

※ ひとりひとりの状況に応じた様式を送付します
ので、コールセンターへご連絡ください。

退職する日の翌日から
地方公務員として採用されますか？

はい

いいえ

年金の「支給開始年齢」に到達していますか？

生年月日	支給開始年齢
昭和28.4.2 ～ 昭和30.4.1	61歳
30.4.2 ～ 32.4.1	62歳
32.4.2 ～ 34.4.1	63歳
34.4.2 ～ 36.4.1	64歳
36.4.2 ～	65歳

はい

いいえ

退職したことの届出が必要です。

提出書類

- 退職届
- 退職事由等に関する申告書

届出用紙はいずれも、共済組合HPから
ダウンロードできます。

※ HPから様式をダウンロードできない場合は、
コールセンターまでお申し出ください。



昭和32.4.2～昭和34.4.1
生まれの方は63歳になったら
老齢厚生年金が請求できるよ!



年金支給開始年齢に
達する3か月前に
国家公務員共済組合連合会(KKR)から
老齢厚生年金請求書が届くよ!
在職中でも年金請求しよう!

- 65歳以降の年金受給は再度請求手続きが必要です。
老齢厚生年金を受給中の方には65歳に達する2か月前にKKRからハガキ様式の「老齢厚生年金決定
請求書」が送付されますので、65歳に達する月の前月20日前後までに、KKRにご提出ください。
- 「退職届(老齢厚生・退職共済年金受給権者用)」を提出した方で退職時に65歳に達している方には、
KKRから「退職等年金給付」の請求書が送付されますので、ご記入いただき直接KKRにご提出ください。

〈年金担当〉

退職後に加入する健康保険について

◆ 退職日の翌日又は任意継続組合員となって2年を経過する日(満了日)の翌日に、共済組合員の資格を喪失します。

※ 正社員を定年退職後に、高齢再雇用フルタイム勤務社員として働く方、任意継続組合員に加入する方を除きます。

◆ ライフスタイルに応じて、新しい健康保険に加入することになります。

「どの健康保険に加入できるのか」、「手続は必要なのか」を今から確認しておきましょう。

◆ 退職後のライフスタイルと加入できる健康保険制度等

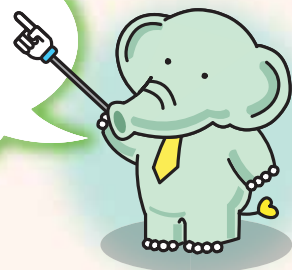
	退職後のライフスタイル	加入できる健康保険制度	備考
A	●日本郵政グループ各社の 高齢再雇用フルタイム勤務社員	日本郵政共済組合(資格継続) ＜手続不要＞	在職中の組合員証等をそのまま 使用できます。
B	●日本郵政グループ各社の ・高齢再雇用短時間勤務社員 ・正社員で短時間勤務職コースの方 又は短時間勤務職にコース転換する方 ・エキスパート等の契約社員の方 ・期間雇用社員(労働時間週20時間以上)	協会けんぽ	<u>退職日から再就職日までに1日以上 期間が空く方は要注意。</u> ⇒再就職までの間、他の健康保険制 度への加入が必要です。 次のDを参照してください。
C	●民間企業の正社員等(社会保険適用) ●公務員	再就職先の健康保険等	
D	●年金受給者等(お勤めしない方) ●日本郵政グループ各社の期間雇用社員 (労働時間が週20時間未満の方) ●短期アルバイト(社会保険適用外) ●自営業	<u>次の3つから選択しましょう</u> ①任意継続組合員に加入 ②国民健康保険に加入(※) ③家族の健康保険の 被扶養者となる(※)	退職日時点で60歳未満の方とその 被扶養配偶者の方は要注意。 ⇒左記の健康保険のほか、国民年 金第一号被保険者への種別変更手 続が必要です。

※ Dのうち、②はお住まいの市区町村、③はご家族が加入されている健康保険組合に詳細をご確認ください。

Dに該当する方は手続をしないと無保険になります!

保険証がないと医療費が全額自己負担(10割)になるため、
必ず何らかの健康保険に加入手続をしましょう!

Dの「①任意継続組合員に加入」の詳細は、次のページ
(P8～P9)をご覧ください。



◆ 共済組合から「資格喪失証明書」を発行します

上記 Dに該当する方は、新しい健康保険への加入手続にご利用ください。

上記 B、Cの方にも一律に発行しますので、不要な場合は破棄をお願いします。

資格喪失証明書発行時期の目安

種別	送付時期
日本郵政グループ各社を退職する方	退職日のおよそ1週間後
任意継続組合員となり 2年を経過する方	2年を経過する月の上旬 (例)4月1日に任意継続組合員となった方は3月上旬

＜標準報酬・任継担当＞

1 任意継続組合員制度とは???

◆ どんな制度?

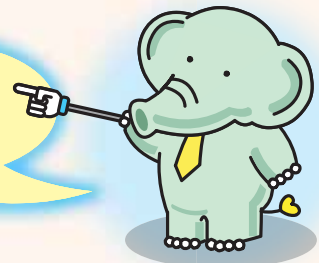
退職日の翌日から最長で2年間、日本郵政共済組合の短期給付や福祉事業が受けられます。
任意継続組合員(以下「任継」といいます。)には、医療費が高額になったときに支給される高額療養費に上乗せされる附加金など、国民健康保険にはない給付制度があります。(一部、在職中と比べて給付対象外となるものもあります。)

◆ 加入条件は?

- ①退職日の前日までに、継続して1年以上の組合員期間があること
- ②退職日を含めて20日以内に、初月分の任意継続掛金を払い込むこと
- ③再就職により、他の健康保険組合に加入していないこと(詳細はP9をご覧ください)



4月1日に採用され、翌年の3月31日に退職した場合、
退職日の前日(3月30日)までの組合員期間は1年未満です
ので、任意継続組合員制度に加入することはできません。



◆ 掛金は?

任継は、国民健康保険と同じく掛金(=保険料)が必要です。(家族の健康保険の被扶養者となる場合は必要ありません。)

在職中は、労使折半で掛金と同額を会社が負担しますが、任継に加入した場合、会社負担分がなくなり在職中の約2倍の掛金額となります。

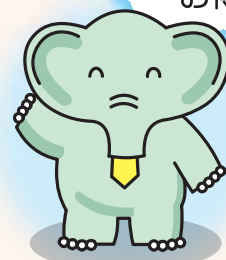
国民健康保険の保険料は前年の収入により決定されるため、退職直後は前年の収入が高いことが影響し、国民健康保険の保険料の方が、任継の掛金よりも高くなる傾向にあります。

<参考>令和元年度の掛金率で最大の掛金額(=退職時の標準報酬月額が41万円以上)

【短期掛金 + 介護掛金】

払込方法	1回あたりの掛金額	年間の掛金額
月払い	42,959円	515,508円
半年払い	254,826円	509,652円
年払い		504,704円

年払いが
お得です!



任継の掛金は、共済組合ホームページに掲載している「任意継続掛金額簡易試算シート」で試算ができます。

※ パソコン、スマートフォンをお持ちでない方等で、試算を希望する場合は、コールセンターまでお申し出ください。

なるためには届出が必要です

2 任意継続組合員になるための手続

◆ 注意事項



任継になるためには、ご自身で共済組合へ手続する必要があります。
申出期限や掛金の払込期限を過ぎると、任継になれない場合があります。

◆ 手続書類

- 様式「任意継続組合員となるための申出書」及び「自動払込利用申込書」をセットで下記の郵送先まで直接送付してください。退職時の勤務先へ送付されても、任継の加入手続はできません。
- 任意継続組合員となるための申出書は共済組合ホームページからダウンロードできます。「自動払込利用申込書」は郵便局の窓口で入手してください。(郵送を希望する場合はコールセンターまで)

郵送先 日本郵政共済組合共済センター 任継担当 (住所は表紙を参照)

◆ 任継になるための申出期限、初回掛金の払込期限 (月末退職者の場合)

- 申出期限と初回の掛金払込期限は、下表のとおり、掛金払込方法により異なります。
- 初回分の掛金及び自動払込の手続きが完了するまでの間は、共済センターから送付する払込取扱票で払い込んでください。
- 次回分の掛金からは、ゆうちょ銀行口座引落となります。

払込方法	申出期限	初月分の掛金払込期限
半年払い、年払い (初月分から前納割引を希望する場合)	<u>退職日を含めて“10日前必着”</u> (例) 令和2年3月31日退職の場合 ⇒ 令和2年3月19日(木) 必着	<u>退職月の末日まで</u> (例) 令和2年3月31日退職の場合 ⇒ 令和2年3月31日(火)
月払い 半年払い、年払い (初月分の前納割引を希望しない場合) (1か月+5か月分前納、1か月+11か月分前納)	<u>退職日を含めて“10日以内必着”</u> (例) 令和2年3月31日退職の場合 ⇒ 令和2年4月9日(木) 必着	<u>退職日を含めて20日以内</u> (例) 令和2年3月31日退職の場合 ⇒ 令和2年4月17日(金)



- 申出期限の必着日が土日、祝日の場合は、前営業日が必着日です。
- 払込取扱票の納入期限日が土日、祝日の場合は、前営業日が納入期限です。
- 金融機関の取扱上、払い込まれた曜日(土日、祝日)や時間帯(各機関で異なる)によっては、翌営業日の入金処理となり、納入期限を超過する場合がありますので余裕をもって払い込んでください。



◆ 任意継続組合員証の発行と在職時の組合員証の取扱い

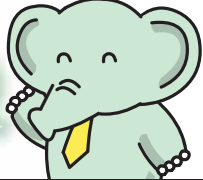
掛金を払い込まれて2週間程度でご自宅に郵送します。任意継続組合員証が到着するまでは、在職時の組合員証等を使用してください。任意継続組合員証がお手元に届いたら、在職中の組合員証等は、共済センターに返納してください。(詳細はP5をご覧ください)。

(標準報酬・任継担当)

退職後に「氏名または住所」の変更があった場合は届出を

退職後は、「KKR」又は日本年金機構から、年金の請求手続に関する重要なお案内が送付されます。年金を受給するまでの間に「氏名または住所」の変更があった場合、必ず下表の届出をお願いします。

※ 送料は差出人負担

手続の種類	手続先及び照会先
◆退職後に任意継続組合員になった方 ● 住所変更の手続 「振込口座・住所新規・変更届出書」 ● 氏名変更の手続 「氏名等変更届出書」 各様式はホームページからダウンロードできます。 (郵送を希望する場合はコールセンターまで)	日本郵政共済組合 共済センター 標準報酬・任継担当 住所は表紙をご参照ください さらに、 下のKKRへの届出も! 
◆退職者全員（<u>上記の任意継続組合員含む</u>） ● 住所、氏名変更の手続 様式はKKRホームページからダウンロードできます。 (郵送を希望する場合は、右記のKKRにご請求ください。) KKRホーム ▶ 年金 ▶ 届書ダウンロード	国家公務員共済組合連合会(KKR) 年金部資格管理課 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎 TEL:0570-080-556 (ナビダイヤル) 03-3265-8155 (一般電話)

〈 標準報酬・任継担当 〉

退職時等に貸付金残高がある方へ

◆ 退職する方

退職手当から貸付金残高を一括控除しますので、原則、手続は不要です。

ただし、退職手当から貸付金残高を控除しきれなかった場合は、後日、残額の払込取扱票を送付しますので、指定の期限までに最寄りの郵便局・ゆうちょ銀行で払い込んでください。

◆ 短時間勤務職コースへ転換する方

共済組合員資格を喪失するため、貸付金残高の一括弁済が必要です。

後日、払込取扱票を送付しますので、指定の期限までに最寄りの郵便局・ゆうちょ銀行で払い込んでください。

よくある質問

Q1 貸付金残高を確認したい。

A1 貸付が決定した際に共済組合から交付された「弁済予定表」をご確認ください。
再発行も可能です。再発行の申請様式はホームページからダウンロードできます。
(郵送を希望する場合はコールセンターまで)

Q2 当初の「弁済予定表」の退職月貸付金残高と退職手当からの控除額が異なるのは、なぜですか。

A2 弁済方法が元利均等・ボーナス併用の場合、退職時の貸付金残高にボーナス弁済分の経過利息が合算されるためです。

〈 貸付担当 〉

退職時等の「みらい」脱退に伴う給付金請求手続

退職により共済組合員の資格を喪失すると、団体積立年金保険「みらい」は自動的に脱退となります。また、短時間勤務職コースへ転換された方及び高齢再雇用フルタイム勤務社員として共済組合員のまま働いている方も、「みらい」には加入継続できません。

◆ 退職時期や年齢等に応じて、漏れなく手続をお願いします

退職時期	年齢等	「みらい」の手続方法
3月末	定年退職予定者 ※ 高齢再雇用フルタイム勤務社員となる方を含む	3月下旬までに「退職時の手続等のご案内」をご自宅に送付します。 内容をご確認の上、速やかに同封の「給付金請求書」を共済センターに送付してください。
	50歳以上の退職予定者 ※ 定年退職者を除く	4月下旬までに「退職時の手続等のご案内」をご自宅に送付します。 内容をご確認の上、速やかに同封の「給付金請求書」を共済センターに送付してください。
	50歳未満の退職予定者	ご自身で「給付金請求書※」をご用意いただき、退職日以降速やかに共済センターに提出してください。 ※ 様式はホームページのトップ画面右側にある、 団体積立年金保険「みらい」専用ページからダウンロードできます。 (郵送を希望する場合は共済センターのコールセンターまで)
3月末以外の退職者 (短時間勤務職コースへの転換を含む)		

★3月末退職者で3月又は4月下旬の送付より早く「退職時の手続等のご案内」が必要な方は、共済センターのコールセンターまでご連絡ください。

★50歳以上で退職の方も共済センターのコールセンターへご連絡いただければ、必要書類を送付します。

よくある質問

- Q1** 自分が「みらい」に加入していたか、忘れてしまいました。
A1 給与支給明細書の控除項目【保険貯金掛金】に、控除金額が記載されているかご確認ください。
 記載されていれば「みらい」に加入されています。
- Q2** 年金受取及び退職時積増額についての相談をしたい。
A2 明治安田生命保険相互会社 みらい専用フリーダイヤルまでご照会ください。
 TEL 0120-165-660 (午前9時半～午後5時半 土、日及び祝日を除く)
 積立額は3月上旬に送付する残高通知書(令和2年1月1日現在)でも確認できます。
 ※ 終身年金コースを選択される場合は、必ず明治安田生命に試算を依頼してください。

〈みらい担当〉

年金の試算をしてみませんか？

国家公務員共済組合連合会(KKR)では、組合員の方を対象に「KKR年金情報提供サービス」を行っています。

◎ 確認できる情報

- ☑ ご自身の年金記録
- ☑ 将来の年金見込額
- ☑ ねんきん定期便情報
- ※ 第2号厚生年金被保険者期間に限ります。

◎ ご利用対象者

- ☑ 日本郵政共済組合員の方
- ☑ 元組合員の方
- ※ すでに年金決定している元組合員の方はご利用できません。

サービスに関する詳しいお問い合わせ先

照会先

国家公務員共済組合連合会 年金部
 年金情報提供サービス担当 KKR年金相談ダイヤル
 0570-080-556 (ナビダイヤル)
 または03-3265-8155 (一般電話)

◎ ご利用方法 (パソコンでの閲覧方法)

- ① インターネット 検索
KKRホームページのトップページ内
KKR年金情報提供サービス からご利用の申し込み
- ② KKRからユーザーID・パスワードを郵送(2週間程度)
- ③ 郵送されたユーザーID・パスワードで、「KKR年金情報提供サービス」にログイン!

〈年金担当〉

これからは手放せない! マイナンバーカード

ポイントで買い物ができる!

2020年度実施予定!
詳しくはこちら

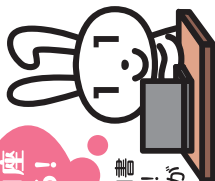


健康保険証として
使えるようになる!



2021年3月(予定)
からスタート!

住宅ローンや口座
開設にも使える!



ICチップの電子証明書
で本人確認ができる!
書類郵送などの手間が
かかります!

社員証としての
利用も!



民間企業の
社員証としての活用も
広がっています。

e-Tax も、もっと便利に!



2019 年分からPCと
ICカードリーダーが
なくても、いつでもどこでも、
スマートフォンで所得税申告
ができます。

スマホで、
マイナンバーでの電子
申請がもっと便利に!



マイナンバーカードを読み取れる
スマートフォン機種が今後はますます増えます。
※2019 年 7 月現在 Android 80 機種に対応
※2019 年中に iOS にも対応予定

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー
総合フリーダイヤル
0120-95-0178

一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

通知カード、マイナンバーカード

050-3818-1250 050-3816-9405

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について
Inquiries about My Number System

通知カード、マイナンバーカード
0120-0178-26 0120-0178-27

マイナンバーカードの取得はお早めに!

こんにちは

あつてよかった!

マイナンバーカード



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

内閣府 総務省